

## 李朝後期の権力構造の歴史的特質

——門閥と党派——

はじめに

筆者が現在取り組んでいる研究課題のひとつは、一九世紀の朝鮮における権力構造、政治支配体制の歴史的特質の究明である。さしあたり一九世紀をいくつかの時期に区分し、それぞれの時期ごとに中央の政権上層部である高級官僚の出身家門・所属党派を調べ、どのような党派・家門で構成される勢力が政権の中枢を掌握したのか、それは時期的にどのように変動していくのかを検討しつつある。これまでにようやく一九世紀後半の大院君政権および閔氏政権の時期について、政権上層部の構成に関する分析成果を発表したが、予備的調査に要した期間も含めると、すでに一〇年以上の期間が経過している。も

ちろん、この研究課題ばかりに専念できなかったためであるとはいえ、残る一九世紀前半から中期にかけての時期の政権上層部の構成に関する分析成果を発表できるまでには、かなりの期間を要しそうである。

以上のような研究の進捗状況ではあるが、本稿では、なぜこの研究課題に取り組むようになったか、この研究課題はどのような意味を持ちうるのかを述べて、筆者の問題意識と研究の手法の一端を明らかにすることにした。

### 一 李朝末期政治史研究から李朝後期政治史研究へ

筆者は大学院時代から一九八〇年代前半までは、一八

糟谷憲 一

六〇年代から一九一〇年までの時期における朝鮮の政治史（李朝末期政治史あるいは朝鮮近代政治史）に主として関心を持ち、義兵運動や開化派の運動、独立協会の運動など、近代的（ブルジョア的）改革運動や民族運動の研究を行なってきた。その過程において李朝末期政治史を全体として理解するためには、改革運動や民族運動を研究するだけでなく、権力構造・政治支配の体制、政権の動向や政策を具体的に考察する必要があると考えた。また李朝末期に直接につながる時期、一九世紀初頭以来の政治史、さらには一六世紀末以降の李朝後期の政治史についても研究し、これらと李朝末期政治史との関連も究明する必要があると考えた。

一九八五年に発表した「甲申政変・開化派研究の課題」は、以上のような研究上の反省をふまえたものであった。筆者は、一八八四年の甲申政変における金玉均らの行動様式にふれて、次のように論じた。

「当時、政権の中核・上層部は首都漢城に居住する名門両班出身者が独占していた。金玉均・洪英植らは名門出身者であり、まだ判書・督弁クラスにまでは登っていないが、そのすぐ下位の官職に達してお

り、順調に進めば、やがて判書・督弁クラスの官職に就くことができる地位にあったといえよう。

このような彼らの地位は、彼らの政治行動の形態・方式を規定することになった。彼らは、政権の行方は首都居住の名門出身者の内部において争われるものであるという、当時の政治のあり方からは自由でありえなかったといっただけよい。

彼らは国王の信任・高官としての地位を利用して、上からの改革を実施しようとはなかった。政権を獲得するために、首都を舞台にクーデターを起こして、閔氏派を政権から追うことだけが必要であると考えていたように思われる。

開化派は、首都におけるクーデター計画に努力を集中した反面において、地方に独自の政治的基盤をつくり出す努力は何ら行なっていない<sup>(1)</sup>。」

両班とは李朝国家の支配身分であり、官僚を出した、あるいは出しうる家系（家門）に属するものである。判書は六曹（吏曹・兵曹・戸曹・礼曹・刑曹・工曹の総称）であり、行政を分掌する官庁である）の長官、督弁は当時、外交・開化政策を管掌する官庁として新設された統

理軍国事務衙門、統理交渉通商事務衙門などの長官である。この一文は、政権上層部を名門両班出身者が独占していること、金玉均らも名門両班出身者であり、名門両班出身者の政治行動の形態・方式に規定されていたことを、指摘したものである。当時の李朝国家の支配体制・権力構造と開化派の政治行動の形態・方式を関連づけて把握しようとするものであった。

これに先立って、筆者は武田幸男編『朝鮮史』(山川出版社、一九八五年)の一部を分担執筆した。担当部分は、壬辰・丁酉倭乱(豊臣秀吉の朝鮮侵略)の後から一九一〇年までの歴史、すなわち李朝後期・末期の歴史であった。戦後の研究の到達点をふまえて通史の叙述を行なったのであったが、当時は李朝後期の政治史研究の蓄積は乏しかった。戦前における研究を勉強するとともに、朝鮮総督府朝鮮史編修会編『朝鮮史』第三・四・五編をもとにして詳しい年表を作った。朝鮮史編修会編『朝鮮史』は、『大日本史料』の体裁にならない、日付の順に重要な人事・事件に関する記事を配列し、各記事の末尾に典拠とした史料を示している。一年ほどかけて『朝鮮史』の記事を抜粋して年表を作ることによって、李朝の

後期をとおしての政治史の流れと基礎的知識を学ぶことができた。この作業をふまえて、李朝後期政治史の部分を書いたのであるが、李朝後期の政治史の重要な部分を党争が占めていることを確認し、概説書としては比較的詳しく党争に関して叙述した。

党争とは、一五七五年に始まった両班官僚内部の党派による闘争のことである。一五七五年に両班は東人と西人との二つの党派に分裂した。その後、東人・西人ともに分裂し、一七世紀末には老論・少論・南人・北人の四党派(四色党派という)の体制が形成されるに至った。一七世紀半ばから末にかけては西人と南人との党争が、一七世紀末から英祖時代(在位一七二五—一七七六)初期にかけては老論と少論との党争が激しく展開された。英祖は老論・少論の双方から議政(大臣)・判書を登用して、両者を調停し、党争の抑制を図った。これが蕩平策であり、これ以後、党派の対立は緩和されるに至った。筆者は党争の経過を叙述するとともに、党争の特徴を、①各党派は領袖たちとの血縁・地域的な結合関係、朱子学の学派や学統の共通性などに基づいて成立した、②各党派はおのおのに所属する両班の家門を媒介にして世襲

され、党争が激化すると婚姻関係も自己の党派内に限定されて、その閉鎖性・排他性が強まった。③蕩平以後も老論が政治的優位を占め、これに属する兩班の家門からは、何代にもわたって王の外戚や高官を輩出する名門が形成され、一八世紀には門閥政治の傾向が強まった、の三点で整理した。

## 二 一九世紀朝鮮政治史研究の史料と方法

『朝鮮史』の分担執筆を通じて、筆者は李朝後期政治史、とくに党争の歴史について関心を深めた。『朝鮮史』が刊行された一九八五年八月の後、『万姓大同譜』（ソウル・万姓大同譜発行所編、一九三一年）という系図集を入手した。これは兩班の族譜（一族の系図）の要約版を集成したものである。一族は姓と本貫（始祖の出身地）を付して「全州李氏」のように呼称される。「全州李氏」の姓は李であり、本貫は全州（現在の全羅北道に属する）である。ちなみに李朝の国王は全州李氏である。『万姓大同譜』は全州李氏を冒頭にして、勢力の大きかった姓の順に配列されている。一面が一二段に分割された四段分で四世代を記載し、その四世代分を記し終えると、

一つの四段分の途中であっても、次の四世代分の記載をすぐに続けて記していく方式が取られている。前の四世代と後の四世代とのつながりは、後の四世代の最初の世代の人名の右肩に、前の四世代の最後の世代の人名を小さく記すことによってわかるようにしてある。人名の上には「子」と記して父子関係を示し、養子の場合には「系」と記して養子に入ったことを示している。養子に出た子の場合には、人名の下に「出」と記している。「子」「系」「出」などは、人名を示す大きな字の四分の一ほどの小さな字を用いている。各人名の左横には、やはり小さな字を用いて、官僚に就任した場合の出身経路（文科・武科・蔭叙などの別）、就任した重要官職や最高位の官職（略号で記載）、諡や号、師弟関係が記され、最後に配偶者について「李天輔女」というように記載されている。

この『万姓大同譜』を見る作業をさっそく始めた。世代間のつながり、系譜関係をたどりやすくするために、B4版の紙を横に貼りあわせて、日本式の系図に書き直した。一九八五年の一月に始めて、翌年の夏休みまで、この作業を続けた。その結果、科擧の合格者や高官を輩

出した家門、名門同士の婚姻関係の存在、養子関係、朱子学者としての名声や師弟関係などを、具体的に知ることでできた。この作業が、冒頭に述べた予備的調査の始まりである。

しばらく作業を中断したあと、一九八八年に略系図を作り直したけれども、『万姓大同譜』をコピーして、それに必要な情報を書き入れる方が効率的であると気づいて、この年の末から翌年の初めにかけて、コピーに必要な情報を書き入れることを始めた。高官就任者については、品階(日本の位階に相当)が正三品以上、従二品、正三品堂上官の三つに区分して、蛍光ペンを使って塗り分け、また科挙(文科と武科)合格者も「文」「武」という小さな字を黄色の蛍光ペンで塗り、高官がすぐにわかるようにした。ついで文科(文官を登用する科挙)合格者の名簿である『国朝文科榜目』とその索引を利用して、文科合格者の生年、文科合格年を記入した。また朝鮮史編修会編『朝鮮史』や『朝鮮人名辞書』を利用して、生没年がわかる人物の生没年も記入した。

一九八七年にはソウルの驪江出版社が、『朝鮮競争関係資料集』の刊行を開始した。この史料集をさっそく購

入したが、まず役立ったのは李建昌の著書『党議通略』と『南譜』『北譜』である。李建昌は一九世紀の人で、全州李氏徳泉君派(第二代国王定宗の王子である徳泉君の子孫の一族)の出身であり、党派は少論に属する。『党議通略』は英祖の半ばに至るまでの党争に関する通史である。筆者はこれを通読して党争の過程について認識を深め、また各時期の各党派の代表的な人物が誰であるかについて、多くの知識を得た。『南譜』『北譜』は北人・南人に属する家門の系譜の集成である。これに基づいて、『万姓大同譜』のコピーに南人・北人の家門を鉛筆を使って囲んでみた。また『党議通略』に出てくる党派に関する情報も、該当人物を探し出して記入した。

こうして『万姓大同譜』のコピーには多くの情報が書き込まれて、党派と門閥を研究するための準備が備わってきた。この『万姓大同譜』の基礎的な調査・分析作業を行なった一九八五年から八九年初めにかけて、筆者の勤務先であった新潟大学人文学部には、卒業論文・修士論文の課題として、一七世紀末から英祖初期までの老論・少論の党争を選んだ学生(のち院生)がいて、その相談のために朝鮮史編修会編『朝鮮史』の該当部分を読

み直し、『朝鮮党争関係資料集』に収録されている関係資料のいくつかの部分に目をおしたことも、党争に關する知識を深める上においてよい機会となった。

一九八九年一〇月には、朝鮮史研究会の大会において「閔氏政權論」について報告することになった。閔氏政權は一八七三年一月（陰曆、以下同じ）に成立し、一八八二年六月の壬午軍乱、一八八四年一〇月の甲申政變の際に倒れたが、その都度復活し、一八九四年六月の日本軍の王宮占領によって倒されるまで存続した政權であり、王妃閔氏（のち明成皇后と諡される）の一族である老論の驪興閔氏が政權中枢部を占めた政權である。夏休みの後半以降、報告を準備したが、「閔氏政權論」という題を掲げたものの、閔氏政權の権力構造について、いくつかの重要な点にしぼって論ずることになった。

大会報告の内容は若干の補正を加えて、一九九〇年三月に論文として発表した。<sup>2)</sup>その内容は、閔氏政權上層部の構成に關して、三つの点を明らかにしたものであった。第一は、政權中枢部を占めた閔氏一族とは、驪興閔氏のうち、三房派を中心とするものであったという点である。第二は、閔氏一族が政權上層部の官職に占めた比重を分

析してみると、その比重がきわめて大きかったという点である。第三は閔氏一族への権力集中を支えた要因として、閔氏政權期に政權上層部における老論優位の体制が極大に達したことを指摘できるという点である。

第一の点を検討するためには、『万姓大同譜』に収められた驪興閔氏の系譜をもとに、略系図を作成する一方、『日省録』をもとに政權上層部の官職に就任したことのある驪興閔氏に属する官僚の一覽表を作成した。略系図をもとに、驪興閔氏が高麗時代の一一世紀以来の名門であること、党争の中で驪興閔氏も党派を異にするいくつかの家門に分かれたこと（老論・少論・北人などの諸家門に分かれたこと）を示した上で、政權上層部の官職に就任した驪興閔氏の一覽表と対比して、政權中枢部を占めた閔氏一族とは三房派を中心とするものであったことを指摘したのである。三房派とは、一七世紀後半に活躍した閔善重（一六二五—一六七七、司憲府大司憲に登る）・閔鼎重（一六二八—一六九二、左議政に登る）・閔維重（一六三〇—一六八七、肅宗の妃・仁顯王后の父で、領敦寧府事となる）の三兄弟の子孫を指す。三兄弟の子・孫・曾孫からは、右議政閔鎮長（鼎重の子）・左議

政閔鎮遠(維重の子)・右議政閔応洙(蕃重の孫)・右議政閔百祥(維重の孫)の四人の議政、閔鎮周(蕃重の子)・閔百興(維重の孫)の二人の判書などが輩出し、一七世紀後半から一八世紀半ばにかけて三房派は大いに繁栄したのである。

閔氏政権期には、閔世鎬・閔斗鎬・閔泳駿(蕃重の子孫)、閔致序・閔致序・閔奎鎬・閔謙鎬・閔台鎬・閔泳緯・閔泳穆・閔泳翊・閔泳商・閔泳煥・閔泳韶・閔泳奎・閔泳達・閔応植(維重の子孫)の一七名の判書(閔奎鎬は右議政に登る)が三房派から出ている。閔氏政権期における老論の驪興閔氏の議政・判書就任者は、すべて三房派に属したのである。同じく老論の驪興閔氏の参判(六曹の次官)就任者、参議(六曹の第三等の官職)・承旨(王命の出納を担当する承政院の官職で、参議と同じく正三品堂上官である)就任者についても、そのほとんどが三房派に属していた。三房派のうち閔維重の子孫がとくに繁栄したのは、王妃閔氏が閔維重の直系の出身であり、政権の実権を掌握する世道の地位が閔升鎬(王妃の兄)↓閔奎鎬(台鎬の弟)↓閔謙鎬(升鎬の実弟)・閔台鎬(升鎬の嗣子である泳翊の生父)↓閔応

植↓閔泳駿(本来は升鎬の従兄弟である斗鎬の子)というように、閔維重の子孫の間を移動したためである。

第二の点を検討するに当たっては、『清選考』という書物に収録されている重要官職就任者の就任一覧表を利用して、それぞれの重要官職に占める驪興閔氏の比重を算出した。ただ重要官職のすべてを網羅したものではなかった。

第三の点を検討するに当たっては、『高宗実録』をもとにして大院君政権期(一八六三年二月—一八七三年一月)、閔氏政権期の議政・判書就任者の一覧表を、朝鮮史編修会編『朝鮮史』第六編第一—三巻をもとにして純祖・憲宗・哲宗時代(一八〇〇—一八六三年)の議政・判書就任者の一覧表を作成した上で、それぞれの時期における議政・判書就任者の党派別・姓氏(姓貫)別構成を分析した。分析のために利用した史料は、『国朝文科榜目』『万姓大同譜』などであった。その結果、閔氏政権期には老論の占める比重がもっとも大きくなるという結論を得たのであった。

大会報告後、論文をまとめるまでの間に、重要官職就

(41) 李朝後期の権力構造の歴史的特質

任者をリスト・アップするために使用する史料としては、『承政院日記』が人事の記録をもっとも網羅的に載せていることに気づき、一部を利用した。その後、大院君政権期・閔氏政権期の政権上層部の官職への就任者を、『承政院日記』からリスト・アップする作業を、一九九〇年に開始した。この『承政院日記』は新潟大学には所蔵されておらず、購入するにはあまりにも高価であったので、東京大学文学部の研究室に所蔵されているものを借り出してコピーして使用した。人事関係の記録については関係の人名を赤鉛筆を使って丸く囲んでおいて、これをルース・リーフに書き写す作業を根気よく続けた。コピーを使うしかなかったので、大胆に赤丸をつけることができたということが出来る。こうして作成していった官職リストを基礎史料として、大院君政権期、閔氏政権前半期（成立から甲申政変前まで）、第二次大院君政権期（壬午軍乱によって成立した大院君の政権）、閔氏政権後半期（甲申政変後から倒壊まで）と時期の順に、それぞれの時期における政権上層部の党派別姓氏別構成を分析し、その結果を逐次発表しつつあるしだいである。<sup>3)</sup>

以上のように、一九世紀の朝鮮の権力構造を究明する

ことを研究課題として取り上げるに至った経緯と研究の経過とを述べてみた。この研究課題を取り上げるに至った動機は、李朝後期の政治・党争に関心を深め、党争と門閥の存在が李朝末期に至るまでの朝鮮の政治を大きく規定していることを具体的に知りたいと考えたからである。党派と門閥を研究するための史料について十分には分からず、またどのような方法を用いて研究を進めるかもよくわからない状態において、この研究課題をおぼろげに設定し、試行錯誤を重ね、かなり長い期間を費やして、ようやく政権上層部の党派別姓氏別構成を分析する方法をつかみ、そのために適切な史料を見いだすことができたと思う。そして根気よく史料を読み、分析したこ

三 李朝後期政治史における党派と門閥の重要性

次に一九世紀の朝鮮の権力構造の究明という研究課題が、どのような意味を持ちうるかについて、筆者が考えるところを記そう。

筆者は、権力構造という用語を、国家機構の編成、政



治支配の担い手の編成をあわせた意味において用いている。権力構造の究明は、政治史研究上の主要課題である。そして政権上層部の党派別姓氏別構成の分析は、一九世紀の朝鮮の権力構造を究明する上で中心的な位置を占めるものである。それは当時の政権上層部が両班官僚内部の党派・門閥の間の力関係に依じて編成されており、特定党派・特定門閥に権力が集中するところに当時の権力構造の特質があったからである。

門閥に権力が集中する傾向は、李朝初期以来のことである。この門閥政治の傾向は李朝後期には党争と結びついて強まり、一九世紀に入って特定門閥、すなわち外戚家門に権力が集中するようになった。このことを以下にもう少し詳しく説明しよう。

李朝(一三九二—一九一〇年)の国家機構は文武の官僚によって担われ、全国を道やその下の府・牧・郡・県などの行政区画に分けて、中央から官僚を派遣して統治する中央集権的官僚制国家であった。こうした国家機構は、李朝の前の王朝である高麗(九一八—一三九二年)のそれを継承したものであった。高麗国家は地方の豪族の出身者を文武の官僚に登用した。九五八年には官僚の

登用試験である科擧も開始された。この文武の官僚は、文班と武班、あわせて両班と称された。官僚、とくに高官を出す家門(家系)はほぼ固定していき、名門と称される家門が成立した。高麗初期の地方豪族の一部は、そのまま府・牧・郡・県などの行政実務を担当する郷吏の地位につき、地方支配者としての地位を保った。高麗中期から末期にかけて、郷吏の出身者が科擧などを通じて官僚に登用される動きが進んだが、これらの新興の官僚の子孫も世襲的に官僚の地位を占め、新たな名門を形成した。李朝国家が成立すると、高麗末期までに官僚を出した家門の者が政権の中枢を占めて、その家門が官僚の地位を事実上世襲することになった。これに伴い、官僚を出した家門に属する者も両班と称されるようになった。すなわち両班は族的な呼称となり、官僚を出しうる家門・身分を指すことになったのである。このことは、両班の別称である士族・班族・班戸という呼称に、よりよく示されている。このように官僚に就任するには両班の身分でなければならず、高官を代々輩出する名門両班の家門が多数存在することが、李朝の国家の特質となった。李朝後期の党争のにおいて、各党派ごとに名門が形

成されていった。英祖の蕩平策のもとでも、党派と結び

ついた名門の形成は促進された。蕩平策のもとで、しだいに老論は少論に対して優位を占めていき、一七五五年に峻少と称される少論の急進派（老論に対する強硬派）

の反乱計画が摘発されるに至って、老論の優位は決定的なものになった。この獄事（乙亥の獄）後、高官の地位の過半数を老論が占め、少論が第二党派、南人・北人が弱小党派であるという党派間の力関係が定着するに至った。こうした党派間の力関係を前提にして、老論・少論

の名門はもちろん、弱小党派の南人・北人にも名門は定着した。たとえば南人の豊山洪氏は、英祖の時代から正祖の時代（在位一七七六—一八〇〇）にかけて、洪重徴・洪重孝・洪名漢・洪秀輔と四名もの判書を出した。

北人の宜寧南氏は、英祖時代後期に南泰蒼・南泰齊・南泰会と三名の判書を出した。

一九世紀に入り、一八〇六年に純祖の王妃（純元王后）の父である金祖淳が政権を掌握し、外戚に権力を集中する政治形態である世道政治が開始された。金祖淳は、老論の名門安東金氏の出身であった。この安東金氏の世道政治の成立以降、政権上層部において老論の安東金氏

が占める比重は飛躍的に拡大した。

純祖年間以降、勢力を大いに拡大した老論の安東金氏は、一七世紀前半に活躍した西人の金尚容（一五六—一六三七、右議政に登る）・金尚憲（一五七〇—一六五二、左議政に登る）兄弟の子孫に当たる。兄弟の属する安東金氏は、高麗の太祖の建国を支援した安東（現在の慶尚北道に属する）の豪族である金宣平を始祖とし、高麗後期に官僚として進出するに至ったが、その勢力が盛んになるのは金尚容・金尚憲兄弟の活躍以降である。金尚憲の孫である金寿興（一六二六—一六九〇、領議政に登る）・金寿恒（一六二九—一六八九）兄弟は、顕宗時代（在位一六五九—一七四四）から肅宗時代（在位一六七四—一七二〇）前半にかけて活躍し、老論・少論の分裂に際して老論の領袖となった。金寿恒の長男である金昌集（一六四八—一七三三、領議政に登る）は肅宗時代後期から景宗時代（一七二〇—一七二四）にかけて老論の領袖であり、一七二二年に老論の一部が景宗の殺害を企てたという理由により引き起こされた獄事（壬寅の獄）において、殺害計画に関与したとして死を賜った。その後、壬寅の獄は誣告によるものであったとされ、一七四〇年

には老論の大臣であった金昌集および李頤命(一六五八—一七二二、左議政に登り、壬寅の獄にて死を賜う)の剝奪されていた官職が復されて(庚申処分)、蕩平策の下において老論が優位を占めていく契機となった。庚申処分のも、金昌集らは英祖を景宗の後継者である王世弟に定めた功がある忠臣とされ、その子孫は老論の家門の中においてもとくに尊重されるようになったのである。

ある。また正祖時代の議政・判書就任者の姓氏別構成を見ると、最多は老論の大丘徐氏の七名(五・四%)であった。姓氏別構成における第一の勢力が総数の一割を超えるのは、世道政治成立以前には無かったことなのである。

正祖の時代には金履素(一七三五—一七九八、左議政に登る、昌集の曾孫)・金文淳(一七四四—一八一、吏曹判書に登る、祖父が昌集の孫から養子に出たので、実際には昌集の玄孫に当たる)らが活躍した。

一八〇六年に安東金氏の世道政治が成立して以降、純祖の死去(一八三四年)までに、議政および判書に就任した者は一一〇名であるが、そのうち老論は六五名(総数の五九・一%)、老論の安東金氏は二名(一〇・九%)を占めた。老論の安東金氏の議政・判書就任者数は、二位である老論の延安李氏、老論の全州李氏の各五名を大きく引き離した。正祖時代の議政・判書就任者は一三一名であり、老論は七一名(五四・二%)であったので、世道政治成立後には老論の勢力はいっそう強まったので

金祖淳(一七六五—一八三二、金昌集の玄孫、純祖初期に吏曹・兵曹判書を歴任)は王妃の父が就く領敦寧府事の官職や訓練大将などの軍官長官の地位にあって、実権を握り、世道と称された。上記した老論の安東金氏の議政・判書就任者の内訳は、金昌集の子孫は金履度(昌集の子孫、履素の弟)・金文淳・金蘭淳(昌集の曾孫)・金道根(祖淳の子)・金教根(昌集の玄孫である泰淳の養子)の五名、その他の金尚憲・金寿恒の子孫が金履翼(金寿恒の四男昌業の曾孫)・金学淳(金寿恒の六男昌立の玄孫)の二名、金尚容の子孫が金履喬(左議政に登る)・金履載(履喬の弟)・金履陽・金毅淳・金蕃根の五名であった。金履度は金祖淳の再従父(父の従兄弟)、金文淳・金蘭淳は金祖淳の再従兄弟(またいとこ)であるので、金道根もふくめて金祖淳の近親は四名であった。金祖淳が死去すると、子の金道根(一七八五—一八四

○) が実権者である世道の地位を引き継ぎ、金道根が死去すると弟の金左根(一七九七—一八六九)・再従弟(金祖淳の従兄である吏曹參判金明淳の子)の金弘根(一七八八—一八四二)が安東金氏を代表するようになり、金弘根が死去すると金左根と金興根(一七九六—一八七〇)が安東金氏を代表するようになった。この間に憲宗(在位一八三四—一八四九、純祖の孫)が即位すると、一八三七年に金祖根(一七九三—一八四四、金履素の孫)の娘が憲宗の王妃(孝顯王后、一八二八—一八四三)となった。

憲宗の時代には、憲宗の母(孝明世子の嬪で、孝明世子が翼宗と追尊されたので王大妃となる)である王大妃趙氏(神貞王后、一八〇八—一八九〇)の一門である老論の豊壤趙氏の勢力も拡大した。安東金氏は、憲宗時代末期には豊壤趙氏の勢力を抑えて、その挑戦をしりぞけた。憲宗時代の議政・判書就任者総数八二名のうち、老論は五〇名(六一・〇%)を占めた中において、老論の安東金氏は九名(一一・〇%)を占め、老論の全州李氏の五名、老論の豊壤趙氏の四名を大きく引き離しているところに、老論の安東金氏の勢力が引き続き大きかった

ことがよく示されている。

憲宗時代における老論の安東金氏の議政・判書就任者の内訳は、金祖淳の近親が金道根・金弘根(左議政に登る)・金左根・金興根・金蘭淳(祖淳の再従弟、祖根の叔父)の五名、その他の金昌集の子孫が金教根、以上の他の金尚憲・金寿恒の子孫が金孚淳、金尚容の子孫が金履載・金英淳(履喬の子)であった。

憲宗が嗣子無くして死去すると、安東金氏は江華島に住んでいた正祖の弟・恩彦君の孫を王位に擁立した。これは哲宗(在位一八四九—一八六三)である。一八五一年には金汝根(一八〇二—一八六三)の娘が哲宗の妃(哲仁王后、一八三七—一八七八)となり、安東金氏は三代の王の外戚となった。金祖淳・金祖根と同じく、金汝根も金昌集の子孫であるので、金昌集の子孫から三代の王妃が出たということになる。

哲宗時代に老論の安東金氏の勢力は全盛期を迎えた。哲宗時代の議政・判書就任者総数一〇八名のうち、老論は六八名(六三・〇%)を占め、憲宗の時代よりもさらに勢力を増した。姓氏別構成を見ると、老論の安東金氏は一七名(一五・七%)を占め、二位に当たる老論の南

陽洪氏、老論の全州李氏の各五名をはるかに引き離している。

哲宗時代における安東金氏の議政・判書就任者一七名の内訳は次のとおりである。

金祖淳の近親・金蘭淳・金左根(領議政に登る)・

金興根(領議政に登る)・金庇根(弘根の弟、

興根の兄)・金炳冀(左根の子、祖淳の孫)・

金炳徳(興根の子)・金炳漙(道根の子、祖

淳の孫)の七名

その他の金昌集の子孫・金泳根・金輔根(履度の

孫)・金炳喬(教根の子)の三名

金昌協(昌集の弟)・金元行(昌協の孫)の子孫・

金洙根(元行の曾孫)・金炳国(洙根の子)・

金炳雲(洙根の兄である浩根の子)・金炳学

(炳国の兄)の四名

〔以上が金尚憲・金寿恒の子孫 計一四名〕

金尚容の子孫・金英淳・金大根(履陽の孫)・金庇

均(著根の従兄弟である世根の孫)の三名

金元行は金昌集の孫であったが、金昌協(金寿恒の次

男。肅宗時代後半に礼曹判書に登る)の子である金崇謙

に養子に入った。したがって金昌協・金元行の子孫(昌協の男系子孫はこの系統だけである)は、金昌集の子孫に準じた存在と言ってよい。哲宗の時代に、金昌集・昌協兄弟の子孫は大いに繁栄したのである。

一八六三年末に政権を握った大院君(国王の高宗の生父)は王権強化策の一環として、南人・北人の高官への登用を拡大して、老論の勢力、とくに安東金氏の勢力の抑制を図った。しかし大院君の政策をもってしても、高官の中の老論の比重を低めることはできたものの、老論が高官の過半数を占め、第一の党派であるという勢力配置を変えることはできなかったし、安東金氏の勢力はなお根強かったのである。

大院君政権期の議政・判書就任者総数一三九名のうち老論は七八名であり、その比率は五六・一%であった。

哲宗時代に比して老論の比率が七%も減少したところに、大院君の老論抑制策がかなり成功したことを見てとることができる。しかし、それでも老論は過半数を保ったのであり、一七五五年の乙亥の獄以来続いてきた老論優位体制は、大院君の独裁的な権力行使によっても覆すことができなかったのである。

また老論の安東金氏の議政・判書就任者は一四名（一

〇・一％）であり、二位の老論の全州李氏の八名を大きく引き離していた。これは大院君が安東金氏を全体として抑えたというより、哲宗時代に巨大な勢力となった安東金氏の内部分裂を利用して、権力を確保した面がある

ことによる。哲宗時代後半に、金祖淳の近親であり、世道として権力を握っていた金左根・金興根・金炳冀に対して、金炳学・金炳国兄弟（金昌協・金元行の子孫）が対抗しており、大院君は金炳学・金炳国兄弟と結ぶ一方、前者の勢力を抑えたのである。金炳学（一八二一—一八七九）は領議政に登り、金炳国（一八二五—一九〇五）は財政を担当する戸曹判書に六年半近くも在任するなど、金炳学・金炳国兄弟は大院君政権を支える上において重要な役割を果たしている。これに対して金左根は大院君政権初期に領議政を退き、金興根は現職の議政に任ぜられることはなく、金炳冀も判書に任命されたが短期の在任にとどまった。

一八七三年末に閔氏政権が成立すると、老論の驪興閔氏の世道政治が行なわれ、驪興閔氏の三房派、とくに閔維重の子孫が繁栄した事情は、すでに述べたとおりであ

る。

以上のように一九世紀初め以降、閔氏政権の時代まで、外戚家門に権力が集中したことを説明してきたが、一九世紀の政権上層部の党派別姓氏別構成の特徴については、なお指摘しておかなければならない点が三つある。

第一は、閔氏政権の時期には、一九世紀前半から半ばにかけて外戚として勢力をもった老論の安東金氏、老論の豊壤趙氏が強い勢力をもったことである。閔氏政権期における議政・判書就任者数の姓氏別構成を見ると、老論の安東金氏は一七名と第二位であり、老論の豊壤趙氏は八名と第五位であった。

第二は、外戚家門と姻戚関係を結んだ家門も繁栄していることである。たとえば老論の青松沈氏のうち、英祖時代前半に吏曹判書に登った沈宅賢（一六六四—一七三六）の孫である沈健之・沈豊之兄弟の子孫の例を挙げよう。沈豊之（一七三八—一七九三）は正祖時代に礼曹判書に登り、兄の沈健之は『万姓大同録』の記事によれば、官職に就いたのかどうか明確ではないが、金祖淳の妻が沈健之の娘であったことがわかる。金祖淳の姻戚となった沈健之・沈豊之兄弟の子孫からは、純祖時代の末から

閔氏政権期にかけて沈能岳(豊之子)・沈宜冕(豊之の孫)・沈敬沢(健之の曾孫)・沈舜沢(能岳の孫、領議政に登る)・沈履沢(舜沢の弟)の五名の議政・判書が出ている。

第三は、一九世紀に多数の議政・判書就任者を出した家門の多くは、一七世紀以来、外戚や高官を輩出した名門であるということである。老論の代表的な名門としては、安東金氏・驪興閔氏・豊壤趙氏のほかに、全州李氏・撫安大君派・全州李氏密城君派・延安李氏・韓山李氏・徳水李氏・牛峰李氏・慶州金氏・光山金氏・清風金氏・潘南朴氏・海平尹氏・南陽洪氏・豊山洪氏・平山申氏・楊州趙氏・林川趙氏・青松沈氏・宜寧南氏・大丘徐氏・恩津宋氏・杞溪兪氏などが挙げられる。少論の代表的な名門としては、全州李氏孝寧大君派・全州李氏徳泉君派・慶州李氏・延安李氏・全義李氏・龍仁李氏・慶州金氏・潘南朴氏・東萊鄭氏・坡平尹氏・大丘徐氏などが挙げられる。南人の代表的な名門としては延安李氏・豊山洪氏・清州韓氏などが、北人の代表的な名門としては密陽朴氏・豊川任氏・宜寧南氏などが挙げられる。

おわりに

前節において、一九世紀の政権上層部が党派と門閥の存在を前提として構成されてきたことを見てきた。このことは、大院君政権期・閔氏政権期における政権上層部の構成の分析を行なうための前提として、時期をさらにさかのぼって『万姓大同譜』などの史料を読み、分析することによって確認できたことである。

門閥の存在自体は李朝初期、さらにさかのぼって高麗より存在し、また一六世紀末以降は党派によって政権上層部の構成が規定されていたとするならば、一九世紀における政権上層部の構成の特質を歴史的に位置づけるためには、少なくとも李朝後期における政権上層部の構成の分析を時期をおって行なう必要がある。

しかも政権上層部の構成の分析は、権力構造全体の分析の一部に過ぎない。官制や官僚制の実態、政権下部・地方官・武官の構成、地方支配体制をもふくめて、権力構造の全体を究明する必要がある。そして権力構造全体の究明を前提にして、党争の展開過程をふくむ政治過程の具体的分析を進めるならば、李朝後期政治史研究

は大いに進展するであろう。一九八〇年代以降、韓国においては党争史研究がさかんになり、その成果はしだいに蓄積されてきている。しかし李朝後期政治史研究の分野は、なお研究が不足している分野が多い。筆者の取り組んでいる政権上層部の党派別姓氏別構成を分析して、権力構造の具体的究明をめざす研究もそのひとつである。関係資料が豊富に存在しながら、研究が手薄な李朝後期政治史研究の分野は、今後の発展が期待される魅力ある分野であろう。

(1) 拙稿「甲申政変・開化派研究の課題」『朝鮮史研究会

論文集」第二集、一九八五年三月、五〇頁。

(2) 拙稿「閔氏政権上層部の構成に関する考察」『朝鮮史研究会論文集」第二七集、一九九〇年三月。

(3) 既刊のものとしては、「大院君政権の権力構造」(『東洋史研究』第四九卷第二号、一九九〇年九月)、「閔氏政権後半期の権力構造」(東京大学文学部朝鮮文化研究室『朝鮮文化研究』第二号、一九九五年三月)がある。

(4) 世道政治成立の背景としては、時派と僻派との争いがあるが、紙幅を要するため、説明を省く。武田幸男編『朝鮮史』一八〇頁、一八七頁を参照されたい。

(5) 黄玿『梅泉野録』(国史編纂委員会編纂、韓国史料叢書第一、ソウル・探究堂、一九五五年)二一三頁。

(二橋大学助教授)